

○財務省告示第九十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
 平成二十五年五月十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十五年六月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第二百二十五回、第二百二十七回、第三百三十四回及び第三百三十七回）及び利付国庫債券（三十年）（第七回、第八回、第十二回、第十三回、第十四回、第十五回、第十六回、第十七回、第十九回、第二十回、第二十一回、第二十二回、第二十六回、第二十七回、第二十八回及び第三十五回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行			

五	募入決定の	方	法	割り当てる。	さ	い	も	の	み	の	うち	その	利	回り	格	差	の	小	
六	発行額	発行	額	額	割	り	当	て	る	。	さ	い	も	の	み	の	うち	その	利
七	払込金額	払込	金	額	額	二	千	九	百	九	十	四	億	円					
八	最低額面金	最低	額	面	金	三	千	四	百	七	十	億	円						
九	振替単位	振替	単	位	五	万	八	千	四	百	四	十	七	億	九	千	三	百	七
十	発行行	発行	行	平	成	二	十	五	年	五	月	十	日						
十一	発行価格	発行	価	格	出	し	た	金	額										

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十三 二
の経利
払過
込利
み子率

(一) 別表のとおり
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加の額を払込
式により払い算出した金額を払
期日に行対象国債の額を算する。
各発行対象国債の面利率の
総額×各発行対象国債の前
100×各期の発行日か
支規に於ける支場合には、
に係る発行時所得税が源泉徴収され

(二)

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十五年五月十日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (第二回) 第二十七	二・二%	平成三年四月二十三日	十二億円
利付国庫債券 (第二回) 第二十七	一・九%	平成三年四月二十三日	五十億円
利付国庫債券 (第二回) 第二十七	一・八%	平成三年四月二十四日	十五億円
利付国庫債券 (第三回) 第二十七	一・七%	平成六年四月二十四日	十二億円
利付国庫債券 (第三回) 第二十七	二・三%	平成五年四月二十四日	八十五億円
利付国庫債券 (第三回) 第二十七	一・八%	平成二年四月二十四日	五億円
利付国庫債券 (第三回) 第二十七	二・一%	平成九年四月二十五日	二億円
利付国庫債券 (第三回) 第二十七	二・〇%	平成十年四月二十五日	三百九十四億円
利付国庫債券 (第三回) 第二十七	二・四%	平成三年四月二十六日	五十二億円

（利付第三十回） （国庫債）	（利付第三十回） （国庫債）	（利付第三十回） （国庫債）	（利付第三十回） （国庫債）	（利付第三十回） （国庫債）	（利付第三十回） （国庫債）	（利付第三十回） （国庫債）	（利付第三十回） （国庫債）	（利付第三十回） （国庫債）	（利付第三十回） （国庫債）	（利付第三十回） （国庫債）	（利付第三十回） （国庫債）	（利付第三十回） （国庫債）
二・四%	二・五%	二・五%	二・四%	二・三%	二・五%	二・五%	二・三%	二・五%	二・三%	二・四%	二・五%	二・五%
平成二十九年十月九日	平成二十九年十月三日	平成二十九年九月四日	平成二十九年四月三日	平成二十八年十月十日	平成二十八年六月四日	平成二十八年三月四日	平成二十八年二月十四日	平成二十七年九月四日	平成二十七年六月四日	平成二十六年十月十日	平成二十六年九月四日	平成二十六年六月四日
六百十七億円	九十億三千万円	二百七十三億円	二百二十五億円	五十八億円	四百四十八億円	四百四十四億円	七十億円	十四億円	二百三十八億円	百五十六億円	三百二十一億円	十億円

（（利 第三付 三十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十国 十年庫 二）債 回 券 ）
二 ・ 〇 %	二 ・ 三 %
日 年 平 九 成 月 五 二 十 十 三	日 年 平 三 成 月 五 二 十 二 十 二
十 億 円	四 十 億 円